

## ゴム市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、<u>相場の価格変動等を勘案し、本所が定める額</u>とし、1 番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p>	<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、<u>次のとおり</u>とし、1 番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。</p> <p>— <u>通常の場合の制限値段</u>  <u>相場の価格変動等を勘案し、毎月本所が定める額</u></p> <p>— <u>制限値段の特例</u>  <u>最終約定値段が3 限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1 番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3 限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</u></p> <p><u>ただし、最終約定値段が3 限月以上同一方向の制限値段に2 営業日連続して達したときは、1 番限を除く全限月の最終約定値段が3 営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</u></p>

新条文	旧条文
<p>3 取引証拠金</p> <p>業務規程第35条第2項に規定する取引証拠金は、次のとおりとし、取引本証拠金基準額にあつては、清算機構が定める取引本証拠金の額とする。</p> <p>取引本証拠金</p> <p>取引本証拠金は、次に定める額を下回らない範囲の額とする。</p> <p>一般委託玉</p> <p><u>適用する制限値段にかかわらず、毎月、直近の一定期間の価格変動に対応した額を本所が定め、取引単位の倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た金額とする。</u></p> <p>会員の自己玉及び委託玉</p> <p style="text-align: right;">( 現行どおり )</p> <p>取引定時増証拠金</p> <p style="text-align: right;">( 現行どおり )</p> <p>取引臨時増証拠金</p> <p>当月限に対する措置</p> <p style="text-align: right;">( 現行どおり )</p> <p>翌月限に対する措置</p> <p style="text-align: right;">( 現行どおり )</p> <p>最終約定値段が3限月以上(制限値段の適用がない限月を除く。)同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、その翌営業日から、制限値段の適用がない限月を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して制限値段に達しなくなるまで、全限月の新規の建玉について取引臨時増証拠金を預託させるものとする。この場合の取引臨時増</p>	<p>3 取引証拠金</p> <p>業務規程第35条第2項に規定する取引証拠金は、次のとおりとし、取引本証拠金基準額にあつては、清算機構が定める取引本証拠金の額とする。</p> <p>取引本証拠金</p> <p>取引本証拠金は、次に定める額を下回らない範囲の額とする。</p> <p>一般委託玉</p> <p><u>毎月適用する通常の場合の制限値段に取引単位の倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た金額とする。</u></p> <p>会員の自己玉及び委託玉</p> <p style="text-align: right;">( 省 略 )</p> <p>取引定時増証拠金</p> <p style="text-align: right;">( 省 略 )</p> <p>取引臨時増証拠金</p> <p>当月限に対する措置</p> <p style="text-align: right;">( 省 略 )</p> <p>翌月限に対する措置</p> <p style="text-align: right;">( 省 略 )</p> <p>最終約定値段が3限月以上(制限値段の適用がない限月を除く。)同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、その翌営業日から、制限値段の適用がない限月を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して<u>通常</u>の制限値段に達しなくなるまで、全限月の新規の建玉について取引臨時増証拠金を預託させるものとする。この場合の取引</p>

新条文	旧条文
<p>証拠金の額は、1枚につき、制限値段の50%に取引単位の倍率を乗じて得た額とし、預託時限は、預託させることとなった日以降における新規の取引に係る取引本証拠金の預託と同時とする。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>臨時増証拠金の額は、1枚につき、<u>通常</u>の制限値段の50%に取引単位の倍率を乗じて得た額とし、預託時限は、預託させることとなった日以降における新規の取引に係る取引本証拠金の預託と同時とする。</p> <p>(省略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>平成19年12月19日開催の理事会で議決された2売買値段の制限、3取引証拠金の(1)及び(3)の変更規定は、平成20年2月1日から適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>